

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説
- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説 令和４年３月 個人情報保護委員会 総務省 （令和７年６月更新） 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令 等の内容は、<u>令和７年６月１日</u>時点とする。	信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン （令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第３号（最終改正令和６年 個人情報保護委員会・総務省告示第３号））の解説 令和４年３月 個人情報保護委員会 総務省 （令和７年５月更新） 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説 目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令 等の内容は、<u>令和７年５月１日</u>時点とする。
1・2 [略]	1・2 [同左]
3 信書便事業者の義務	3 信書便事業者の義務
3-1・3-2 [略]	3-1・3-2 [同左]

3-3 個人情報の取得について（第7条・第8条関係） 3-3-1 適正取得（第7条第1項関係） [略] 信書便事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。 【信書便事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [略] （※1）[略] （※2）信書便事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [略] 3-3-2～3-3-6 [略] 3-4～3-6 [略]	3-3 個人情報の取得について（第7条・第8条関係） 3-3-1 適正取得（第7条第1項関係） [同左] 信書便事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※1）してはならない（※2）。 【信書便事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】 [同左] （※1）[同左] （※2）信書便事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金）が科され得る。 （参考） [同左] 3-3-2～3-3-6 [同左] 3-4～3-6 [同左]
3-7 個人データの第三者への提供について（第15条～第18条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第15条第1項関係） [略]	3-7 個人データの第三者への提供について（第15条～第18条関係） 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第15条第1項関係） [同左]

信書便事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）（※4）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが望ましい。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

（※1）[略]

（※2）[略]

（※3）[略]

（※4）信書便事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [略]

【第三者提供とされない事例】 [略]

[略]

信書便事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）（※4）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すことが望ましい。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

（※1）[同左]

（※2）[同左]

（※3）[同左]

（※4）信書便事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第179条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】 [同左]

【第三者提供とされない事例】 [同左]

[同左]

(参考) [略]	(参考) [同左]
3-7-2～3-7-7 [略]	3-7-2～3-7-7 [同左]
3-8～3-12 [略] 4～7 [略] 【付録】 [略]	3-8～3-12 [同左] 4～7 [同左] 【付録】 [同左]